

令和3年3月12日

各弓道会長 殿

鳥取県弓道連盟
会長 加藤速美
[公印省略]

第68回全日本勤労者弓道選手権大会県予選会の開催について

早春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素から連盟の活動につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記予選会を別紙実施要項のとおり開催します。また、総会前で事業日が確定しておりませんが、開催日予定日まで期間が短いことから先に案内をさせていただきます。

つきましては、貴下会員に広くご周知いただき、希望者がおられましたらご参加いただきますよう、お願いいたします。

なお、今年度の予選会への参加は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、毎年認めているオープン参加は認めません。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、予選会を中止する場合には、申込責任者に直接連絡（別紙申込書に連絡先を記載のこと）および県弓連の「鳥すぽ.net」、「Facebook」等で周知します。

第 68 回全日本勤労者弓道選手権大会県予選会実施要項

- 1 期 日 令和 3 年 4 月 4 日（日） 第 5 回国体選手選考射会遠的記録取得終了後 12 時頃開始予定
受付 11 時 30 分頃から
- 2 会 場 鳥取市弓道場 鳥取市布勢 233-1
- 3 競技種目 近的競技 ※（公財）全日本弓道連盟『弓道競技規則』による。
- 4 競技種類 団体競技（3 人 1 チーム）
- 5 競技方法 1 チーム 36 射（各自 12 射）にて、的中上位 1 チームを県代表とする。
1 チーム 4 人以内（監督 1 人（選手・補欠兼任可）・選手 3 人・補欠 1 人）とし、男女混成可。
4 射後の選手交代は認める。ただし、事前に補員として申込のあった選手に限る。
- 6 参加資格 (1) 令和 3 年度鳥取県弓道連盟登録会員
(2) 同一の官公庁・会社等に所属する者。ただし、非常勤・嘱託を除く。
- 7 参加料金 1 人 500 円（補員含） 当日徴収
- 8 申込締切 **令和 3 年 3 月 26 日（金）必着**
- 9 申込方法 所定の申込用紙に必要事項を記入し、下記に E-mail または FAX にて申し込むこと。
申込先 鳥取県弓道連盟事務局
〒683-0003 鳥取県米子市皆生 5 丁目 17-31-101 本田洋平方
TEL：090-4575-4295 FAX：0859-37-5361 E-mail：tottoriken@kyudo.jp
- 10 競技の運行について 競技参加者全員が、競技の運営にあたること。
- 11 新型コロナウイルス感染対策（抜粋）
 - (1) 参加者全員が行射中以外はマスクを着用すること。マスクを忘れた場合は参加を認めない。ただし、コンビニ等で購入してくれば参加を許可する。入場前にマスクをとり、退場後速やかにマスクを着用する。
 - (2) 矢取り、失による弓、矢、弦の受け渡し時には担当者は、感染防止用ビニール手袋を着用すること。
 - (3) マイタオルを持参し、備え付けのタオル等は使用しないこと。
 - (4) 以下に該当する場合は選考記録射会への出場を認めない。
 - ①選考会 2 週間前から検温を実施し、該当期間に咳、鼻水等の風邪症状があった者。
 - ②選考会開催 2 週間前から緊急事態宣言発令地域、新型コロナウイルス感染症感染拡大地域、国等に滞在履歴がある者。
 - (5) 当日健康チェック表を受付で提出すること。提出のない場合は、選考射会への出場を許可しない（選手、役員全員）。
 - (6) 3 密を避けること。大声を出さない（応援等禁止）、集まって会話しない等、各自気を付けること。
 - (7) 観客席での観覧は禁止する。
 - (8) 全員がこまめな手洗い、アルコール消毒に努めること。
- 12 その他
 - (1) オープン参加は認めない。
 - (2) 試合の遅刻について（競技委員長の了承が必要）
 - ①止む得ない事由により遅れる場合は、受付終了までに遅れる旨を連絡すること。
 - ②当該者の立順に間に合えば、試合の参加を認めるものとする。
 - (3) 弓道衣下の下着について
弓道衣の下に、シャツを付けることとするが、シャツは、白色の半袖または長袖（高校生は紺、黒も可）で、できるだけ襟元から見えないものとする（ハイネック等は禁止）。
 - (4) 競技中、競技往復時の事故については、参加者全員とも自己責任であり弓道連盟は責任を負わない。
（スポーツ安全保険等への加入を推奨）
 - (5) 「令和 3 年度版鳥取県弓道連盟新型コロナウイルス感染症対策健康チェック表」を当日受付で提出すること。
 - (6) 個人情報の取り扱い 申込書の提出により、次の関係資料の取り扱いの旨、承諾を得たものとする。
 - ①大会プログラムならびに関係書類、県弓連 SNS 等への記載（名前、称号・段位・結果等）
 - ②報道機関、写真業者等の写真撮影とその掲載等については、主催者は関知しない。関係各法例を遵守する義務は、写真撮影者にあることを主張する。